

包括外部監査の結果に基づき
知事が講じた措置の通知内容

平成17年5月

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、東京都知事から通知があったので、通知内容を次のとおり報告する。

平成17年5月24日

東京都監査委員 新 藤 義 彦

同 藤 川 隆 則

同 三 栖 賢 治

同 筆 谷 勇

目 次

頁

第1 報告の内容

平成14年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表 1

1 道路の建設・管理運営について

建設局 2

2 都市公園等の整備・管理運営について

建設局 2 3

3 監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都公園協会 【建設局】 4 2

財団法人東京都動物園協会【建設局】 4 7

財団法人東京都道路整備保全公社（旧東京都駐車場公社）【建設局】 4 9

平成14年度 包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

テ ー マ	監査対象(所管局等)	指摘等 項目数	措 置 状 況		
			改 善 完 了	改 善 中 一部改善済	未 措 置
道路の建設・管理運営	建設局	45	40	5	0
都市公園等の整備・管理運営	建設局	57	42	15	0
監理団体の受託業務等の管理運営	東京都公園協会	14	14	0	0
	東京都動物園協会	7	6	1	0
	東京都道路整備保全公社 (旧東京都駐車場公社)	21	19	2	0
	小 計	42	39	3	0
合 計		144	121	23	0

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-1	都の都市計画道路整備	<p>道路整備の具体的実施内容と、その成果が判りにくいものとなっている。</p> <p>道路整備に当たっては、経済損失・都市環境など、交通渋滞による問題点と改善策との関連を明確にして優先度の高いものから推進すべきである。</p>	<p>平成15年12月18日に「平成15年度東京都みちづくりアウトカムプラン」を策定した。道路整備の達成状況を具体的に実感できるよう都内の平均旅行速度を10年後に25km/hにするなどアウトカム指標を用い毎年、数値目標及び達成度をホームページ等により公表することとした。</p> <p>平成15年度の達成度は、平成16年11月11日に「平成16年度東京都みちづくりアウトカムプラン」により公表し、このプランの中で平均旅行速度は平成14年度の20.2km/hが平成15年度に20.9km/hになったことを明らかにした。</p> <p>また、平成16年3月17日に「区部における都市計画道路の整備方針」を策定した。この整備方針の中で、緊急的に改善すべき都市課題に対応する観点から、今後12年間（平成16～27年度）で優先的に整備する区間を決定し公表した。</p>	改善済
意見	1-2	道路渋滞の経済損失	<p>都は、道路の渋滞等による経済的損失を4兆9千億円と試算している。</p> <p>この解消のため、早期に対策チームをつくり、都市計画道路の早期完成に努められたい。</p> <p>また、道路等事業の実施にあたっては、投資の直接的な効果だけでなく、経済損失の抑制にも配慮した費用対効果計算を行われたい。</p>	<p>都は、23区と合同で、策定検討会議、学識経験者を委員とした専門アドバイザー委員会などを設置し、平成16年3月17日に「区部における都市計画道路の整備方針」を策定した。</p> <p>この整備方針の中で、未整備の都市計画道路の必要性を検証し、道路の渋滞などの課題解決を短期的・効果的に実現するために、今後12年間に優先的に整備すべき路線を決定し公表した。これらの優先整備路線が完成すれば、平均旅行速度は25km/hとなり経済損失は約2兆2千億円まで縮小すると試算される。</p> <p>また、平成15年11月には、「東京のみちづくり（東京都の道路整備効果事例集）」を公表し、鶴川街道踏切すいすい事業では、年間約10億円の経済効果があったことなど、道路整備の経済効果を都民に積極的にアピールしている。</p> <p>なお、4兆9千億円の経済損失については、平均旅行速度が30km/hとなることを前提とした場合の試算値である。</p>	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-3	国への補助要望と連携強化	道路渋滞の解消は、都だけでは限界があるので、国の補助助成を強く要請するなどして、道路等の事業を促進されたい。	「都市の基盤となる道路等の整備を推進するため、道路特定財源の大都市部への配分を拡大し、国庫補助金を増額すること。」について、平成15年6月の「平成16年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」及び11月の「平成16年度国の予算編成に対する東京都の提案要求」を実施している。 また平成16年6月には「平成17年度国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」においても提案要求を実施している。	改善済
意見	1-4	効果的・機動的な道路事業の推進	効率的で機動的な道路事業の推進のための方策として、関連する部署が一体となった推進体制の整備や、用地取得事務の監理団体への委託化などについて検討されたい。	緊急に措置された大型補正予算の円滑な執行を図るため、東京都建設局都市再生事業用地推進本部を設置し、重要路線等の用地の効率的な取得を推進した。 また、用地推進会議を開催し、部と所の連携・協力により収束箇所等の用地取得上の問題解決と進行管理の徹底を図り、平成14年度に指定した50箇所の収束促進箇所のうち2年間で31箇所完了した。 道路完成までの期間を2年間短縮することを目指し、平成16年4月から環状5の1号線（戸山・神宮前）など3路線4箇所の用地取得を東京都道路整備保全公社に委託した。	改善済
意見	1-5	都市計画道路の見直し	現在まで未整備の都市計画道路について、都市環境や将来の都市構想を勘案し、交通渋滞の解消等、優先度の高いものから着手できるような道路計画を再検討すべきである。 特に概成外の計画道路については、今後の事業化がいつになるか不明なもの（重要性の低いもの）は、その必要性を十分に見直し改善を図られたい。	都は23区と合同で、「都市計画道路の必要性の検証」を行い、都市計画の見直し候補区間5区間を選定した。 また「第三次事業化計画（優先整備路線の選定）」として、交通渋滞の解消や環境改善など、緊急的に改善すべき都市課題に対応する観点から、放射第5号線（杉並区）、環状第5の1号線（新宿区・渋谷区）など今後12年間に優先的に整備する区間を決定し公表した。	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-6	都市計画道路の建築制限の緩和	<p>都市計画道路のうち、整備時期が明示されていない路線については、整備までの期間中、住民が可能な限り不利益を被らずに利用できるように、現在の規制緩和より、さらに踏み込んだ緩和について検討された。</p>	<p>区部においては、都市計画法第53条の建築制限について、一定の条件の下、緩和を行ってきた。 しかし、都市計画道路の整備状況や木造3階建てが普及しつつある状況を踏まえ、地権者の負担軽減を図るため移転又は除却が容易であることを前提として、これまでの条件をさらに緩和し第三次事業化計画の優先整備路線以外の区間について、3階建てまでの建築を可能とする新たな基準を設け、平成16年4月1日より実施した。</p>	改善済
意見	1-7	道路防災点検および橋梁点検に基づく道路施設の予防型維持管理への転換	<p>首都東京における道路施設の適正な管理は、国家の基礎を維持するものである。橋梁、トンネル、舗装など各種道路施設においては、それぞれの連携がとれたデータベースシステムの構築と都民の要望を十分に反映できる道路アセットマネジメントシステムの構築に早急に取組まれたい。</p>	<p>平成15年度に①道路施設のデータ収集及び分析②道路施設便益調査などを行い、基礎づくりを行なった。 平成16年度には、道路管理部保全課に道路アセットマネジメント係を設置し、現在、プロトタイプ構築中である。 今後、プロトタイプの内容を検証した上で、平成18年度にシステムを本稼動することとしている。 道路アセットマネジメントシステムにより投資型中・長期計画を策定し、対症療法型管理から予防保全型管理へと転換する。 これにより、通行止めなどの都民生活や都市活動への影響を防ぎ、道路施設の長寿命化などによって、投資の平準化と総事業費の縮減を図る。</p>	改善中・一部改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-8	収用基準に準拠した収用と基準の見直し	<p>道路の供用が遅れているものについては収用をすみやかに実施すべきであり、「土地収用制度適用基準」について、経過年数の短縮（6年→5年）や用地取得率の引下げ（90%→80%）を検討されたい。</p>	<p>1 主な改正点 (1) 裁決申請時期の短縮化 (2) 事業認可から5年経過又は用地取得率80%以上とした。 2 実施の内容 (1) 平成15年3月に「土地収用制度適用基準」の改正を行った。 (2) 平成15年4月1日から新基準を施行している。 (3) 平成15年4月7日付けで各事務所に対し、新基準による裁決申請予定箇所のリストアップを依頼した。 (4) 平成15年4月21～25日開催の都市再生用地推進会議で、該当する事務所に用地の取得について指示した。 (5) 各事務所においては、折衝状況を踏まえ、順次収用手続きに着手している。 3 新基準該当による増加件数 平成15年度 該当件数45件中 新基準による増加件数は 9件 平成16年度 該当件数36件中 新基準による増加件数は13件</p>	改善済
意見	1-9	都市計画事業認可件数と事業計画の短縮化	<p>用地の取得が複数の箇所で同時に行われていることによって、事業の完成が遅れているものと思われる。そこで、同時並行して行っている事業箇所数を調整したり、事業計画期間を短縮する工夫などを検討して事業の促進を図られたい。</p>	<p>平成16年3月17日に策定した「区部における都市計画道路の整備方針」の中で第三次事業化計画（優先整備路線の選定）を公表したが、都施行の選定路線延長は、社会経済情勢等を踏まえ、前計画の97kmから76kmに重点化を図るとともに、平成15年度の新規事業認可件数を6件とした。 また、即効性の高い事業として、交通のボトルネックとなっている交差点の改良により渋滞解消を図る路線として事業を促進するため、27箇所を優先整備路線として選定した。</p>	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-10	代執行の運用	<p>明渡裁決による明渡し期限までに、物件の所有者が明渡さなかったとき、代執行の活用による土地の早期取得について検討されたい。</p>	<p>代執行実施対象や請求及び手順等の検討を行い、平成15年度に運用基準を作成した。 都施行道路事業としては34年ぶりの代執行を実施し、平成16年12月に交通開放した。</p> <p>○参考・代執行実施事例 補助第26号線（H15.11.26実施） 世田谷区北沢5丁目地内</p>	改善済
意見	1-11	土地取得に関する補償額と適正な評価	<p>見積額が、土地所有者、関係人ごとの補償額の下限になることは、法第48条3項の解釈上やむを得ないが、極端な乖離が生じないような仕組みを検討されたい。 借地権等の争いの場合においても、同様に検討されたい。</p>	<p>収用委員会事務局と検討した結果、平成15年3月に法第48条3項の当事者主義に対する改善方針を決定した。 (主な改善方針の内容) (1) 補償額の精度を高めるため、補償項目別に起業者の見積額と比較する個別主義ではなく、補償項目の総額と起業者の見積額の総額とを比較する総額主義の申し立てを行うこととした。 (2) 借地権割合争いの場合には、「更地価格を超えて補償しない」旨の申し立てを行うこととした。</p>	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-12	移転資金貸付金の長期延滞者への措置	延滞した移転資金貸付金について、担保物件の競売や、強制執行（差押え）による回収は、本来の公共事業への影響を考慮して慎重な対応がされてきたが、競売等の手段を実行することを含めて、積極的な対応を検討されたい。	<p>(1) 競売 移転資金貸付金の高額滞納者（滞納元利金1,000万円以上）53名の中から、任意交渉が困難な者および償還能力がない者12名を選定し、平成16年3月民間の債権回収会社へ業務委託を行い、競売を実施した。 執行状況については、平成16年10月現在、6件は任意売却で回収済、3件は任意売却の売出中、2件は任意売却を交渉中、1件は競売入札中であり、12件全部を平成16年度中に回収できる見込みである。 なお、新規対象になったものについても、平成16年度に競売を実施する。</p> <p>(2) 強制執行 無担保の滞納者について、滞納額や償還状況等の調査を行い、委託効果の検証とともに今後の償還見込みを判断した上で、強制執行を含め所有財産に適応した対策を講じる。</p>	改善済
意見	1-13	債権回収会社を利用した場合の適切な処理	長期未回収の移転資金貸付金に関して、平成15年度から民間の債権回収会社を利用して回収していく予定であるが、その場合には、事実上、回収が困難な状態にあることが判明した時点で、その旨報告を受け、適切に処理することを検討されたい。	<p>(1) 平成15年度から徴収業務を債権回収会社に委託した。無担保者及び担保物件の任意売却又は競売実施によって財産を無くした者等について、平成16年度中に滞納状況や償還状況等の調査を行う。</p> <p>(2) その内容を踏まえ、平成17年度以降不能欠損について局の見解をまとめ、関係部署との調整を図っていく。</p>	改善中・一部改善済
意見	1-14	事業予定地の有効活用	事業予定地の一層の有効活用を図るには、現行の法令や規則等の下では限界があるので、財務局等の関連部局と調整のうえ、活用策を検討されたい。	<p>財務局では、現在、行政財産に対する貸付、私権設定などの制限の緩和を求め、地方自治法の改正を含め国に対して要望しているところであり、法改正等が行われた場合、必要により公有財産規則改正等を行う予定である。 しかし、現状では、行政財産に対する制限の上でその有効活用を図らざるを得ず、当局としては、現行諸規定の範囲内で積極的に使用許可を行うよう努めている。</p>	改善中・一部改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-15	代替地の有効利用	<p>将来において代替地としての需要があるものと見込まれる土地のうち、売却までの期間が長期に及ぶ代替地については、実際に売却されるまでの期間、積極的に有効利用するよう検討されたい。</p>	<p>(1) 平成15年6月建設事務所等に対し「未利用地調査」を実施し、代替地の今後の売払い予定を調査した。 (2) その結果、予定のない土地については財務局に引継ぎ、売払いまでの期間が1年以上ある土地については、一時貸付処理方針を定め貸付している。 《平成15年度》 財務局引継ぎ 11件 1,527.62㎡ 貸付 24件 28,163千円 (3) 未利用代替地の有効活用を図るため、平成16年1月「財団法人東京都駐車場公社に対する事業用代替地の一時貸付処理方針」を定めた。 (4) なお、駐車場公社以外への貸付を対象とした「事業用代替地の一時貸付処理方針」を平成15年7月に定めている。</p> <p>※平成16年4月、財団法人東京都駐車場公社は財団法人東京都道路整備保全公社に名称変更した。</p>	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-16	先行取得地の早期事業化	<p>先行取得地の管理コストの最小化に努めるとともに、すでに一部用地が確保されている路線については、早期に事業化を図られたい。</p>	<p>先行して既に一部用地を取得している路線の事業化の現状は以下の通りとなっている。</p> <p>①放射第19号線（大田区）については、平成15年3月に事業認可取得済み。現在、用地買収を進めている。</p> <p>②放射第35号線、36号線（練馬区）について平成16年12月事業認可を取得した。</p> <p>③国分寺3・3・8については、事業化に向けて平成16年10月14日にアセス手続きを開始した。</p> <p>なお、東村山3・3・8、小平3・3・3、立川3・3・3、福生3・4・3の1については、財政状況が整い次第、早期事業化を図ることとしている。</p>	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-17	用地取得業務従事者の育成	<p>難航案件の用地取得には、相当に高い専門的能力が求められていることから、用地取得業務従事者の育成について積極的に検討されたい。</p>	<p>(1)平成15年3月に「用地取得業務モラル・アップ策検討会」により、モラル・アップ策の報告書をまとめた。 (2)報告書に基づき、モラル・アップ策推進委員会や用地職員育成計画検討会を立ち上げ、改善策を検討し、平成16年3月までに用地職員人材育成の方策をまとめた。新任用地課長を対象に実践的育成プログラムを実施し、管理職の人材育成を図った。一般職員に対しては用地経験や職層に応じた各種研修を行い、即戦力となる専門職の育成を図った。 (3)事例発表会において職員自らが困難案件の解決事例等を発表することで、用地職員の意欲向上を図った。さらに、それらの資料を「事例集」として建設局ナレッジシステム上にデータベース化し蓄積することで、組織財産としてのノウ・ハウの継承に寄与した。</p>	改善済
意見	1-18	道路建設箇所重点化による開通促進	<p>道路建設の事業箇所を優先的・重点的観点から絞込みを行って、開通に向け整備を促進し、早期の供用が可能となるよう検討されたい。</p>	<p>道路建設の優先的・重点的な絞込みを行った結果、骨格幹線道路を重点的に整備するとともに、早期に効果発現が見込まれる効果満点道路事業を推進している。 骨格幹線道路については、平成15年度実績で一般街路全事業費の80%を重点配分し、平成16年度予算については、84%を配分している。 効果満点道路事業については、平成15年度は事業費で対前年度の60%増で実施し、9箇所を交通開放した。</p>	改善済
意見	1-19	事業の進捗管理	<p>事業の執行に当たっては、完成時期及び年度目標を厳しく設定し、「目標管理による進捗度管理」を徹底すべきである。また、緊急度を比較し、優先順位の上位の路線から先に事業に着手できるように、必要な施策を実行されたい。</p>	<p>完了期間宣言路線である24路線29箇所の内、平成15年度に6箇所が完了した。 さらに、平成16年2月に公表した15路線23箇所の内、平成16年度は6箇所が完了予定である。 また、優先度の見直しを行った結果、多摩南北幹線道路の府中3・3・8（府中所沢線）については、単年度で工事を発注した場合、完了まで3カ年を要し、平成17年度末に交通開放の予定であるが、平成15年度、16年度の2カ年にわたる債務負担行為として工事を発注し着手したことにより期間の短縮、経費の縮減を図り、当初計画より約1年早い交通開放が可能となった。</p>	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-20	事業費の増加とその原因分析	計画段階で十分に検討しても、外部の意見調整が必要なことが存在するので、関係者と事前に十分に意見の交換を行っておくことが必要である。大幅な事業費の変更（増額）については強い問題意識を持つことと同時に、増加した原因分析を十分にを行い、事業者として事業費節減と事業期間短縮を図るべきである。	事業費の変更にあたっては、内容を十分精査するために、複数の担当部署（道路建設部計画課、街路課、首都高速道路公団）で相互にチェックを行い、コスト縮減による事業費の節減に努めることとした。 事業期間については、四半期毎の工程会議による工程管理を行い、期間の短縮に努めることとした。	改善済
指摘	1-1	事業費の追加とそのチェック体制	正式な手続きを経て事業費を追加しているが、計画内容の検討が不十分である。事業計画内容をチェックする仕組みの設置を検討されたい。	計画にあたっては、複数の担当部署（道路建設部計画課、街路課、首都高速道路公団）で、事業内容、事業費及び工程などについて相互にチェックし、適切な事業費の算出を行うこととした。 大規模構造物が予定される事業については、計画段階から詳細な検討を行うこととした。	改善済
意見	1-21	事業推進のための柔軟な対応と早期事業の展開	マンション等の移転困難な物件で用地取得が難航した場合において、道路の交通開放に支障がないときには、当面、マンション等を残したまま整備するなど、柔軟な対応ができるよう検討されたい。	調布保谷線の整備については、平成17年度より工事着手し、当該マンション箇所は平成20年度施工予定である。 今後も引き続き用地取得交渉を行うが、平成19年度までに取得できない場合には、マンションを残したまま、当該箇所の暫定整備を行い交通開放する。	改善済
意見	1-22	交差点すいすいプランの事業促進	「交差点すいすいプラン」は元来短期間に、かつ緊急性を伴う改良事業であるから、優先度の高いもの、あるいは、着手容易な箇所から順次手がけるなど、計画年度を前倒しして全体の完成・進捗を早めるよう、事業の促進を検討されたい。	重点整備箇所を抽出し、その中でも整備効果の早期発現可能な箇所について、例えば町田市辻交差点については平成17年度完成予定を平成16年度に前倒しして完成させる等、計画を変更し、早期完成に向けて重点的に執行を進めている。 なお、平成14年度は9箇所が完成し、平成15年度には12箇所が完成した。 また、平成16年度は10箇所が完成予定である。	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-23	事業化に当たっての事前評価の重要性と事後評価による改善策の実施	市場調査および需給予測による事前評価だけではなく、営業面からの採算性についても検討すべきであった。事前評価を適切に行うとともに、事後評価を実施し、改善策を講じるべきと考えるので、今後の事業化に当たっての評価のあり方について検討されたい。	改善計画に基づき、平成15年度に事後評価を行った結果、板橋四ツ又駐車場の整備後は周辺の路上駐車が減少した。 今後、都が事業主体として駐車場を整備する場合には、これまでの評価方法に加え、今回の事後調査結果を十分検討した上で事業化の判断をする。	改善済
意見	1-24	東京都四ツ又駐車場の増収策の実施	板橋四ツ又駐車場の赤字は、他の都営駐車場の収益で補填している。経費の縮減にも限界があるので、板橋四ツ又駐車場については別途、収益の増加につながる具体的な方策を検討されたい。	(1) 東京都駐車場条例施行規則の一部を改正し、平成15年2月から長時間利用割引制度を導入した。 (同一日一回の利用について6時間を超える駐車料金は無料) (2) 板橋区役所ほか5箇所の公共施設へのパンフレット配置(600部)、近隣の商店や半径200mのマンション等へのチラシ配布(約8,000枚)等、駐車場の周知を図った。 この結果、平成15年度の年間収入は71,126千円となり、平成14年度に比べ14,017千円の増収となった。 なお、平成16年度上半期の収入は39,405千円となっており、平成15年度に比べ6,110千円の増収となっている。	改善済
意見	1-25	日照障害による費用の負担	日照障害による住民への影響の説明と、その費用負担が正当に受けられるように対応を検討されたい。	現在、該当する事業がない。 今後行う事業によって同様の影響が生じた際には、適切な対応を実施する。	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-26	道路工事の事前評価と事後評価の実施	都の道路工事が、適切な需要予測のもとに進められていることをアピールし都民の理解を得るため、工事計画前の費用対効果と、供用開始後の実需要とを明らかにしていくことを検討されたい。	<p>平成9年度より、事業化にあたっては費用対効果を算出しており、平成15年度についても、5箇所新規事業化に向けて費用対効果の算出を行い、妥当性の検証をしている。また、その結果については、国土交通省ホームページで公表されている。</p> <p>供用開始後の実需要については、平成16年3月に供用開始した放射第16号線清砂大橋（江東区～江戸川区）の開通直後の検証を実施し、旅行速度の向上、渋滞長の減少等の効果を把握した。</p> <p>また、交通量が安定した時期に効果を把握し次第、都民に公表することとしている。</p>	改善済
意見	1-27	苦情等処理システムの検討	各部・所へ寄せられた苦情・要望について、総務部で集約し、フィードバックするシステムを検討されたい。	<p>（平成15年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し発生している主な苦情について、対応策、実施状況、今後の計画をとりまとめ「苦情縮減に向けた対応実施状況」として平成15年5月の建設局都民の声推進会議に報告した。 ・第1四半期の都民の声のうち迅速に対応した事例を、平成15年9月に各事務所へ報告した。 ・平成15年12月等実施した接遇研修の中で苦情・要望の傾向、職員に対する苦情の事例を説明した。 <p>（平成16年度）</p> <p>下記の対応策を検討し、実施する。 [都民の声推進会議で、以下の内容を公表し周知する。]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策課題（ホームレスなど）別の苦情件数、内容等を周知する。 ・「職員の対応が原因の苦情」について、事務所で受付けた分も含め、内容等を広報係に集約し、データを蓄積、公表する。 [建設局のナレッジマネジメントシステムを活用し、主な苦情の内容を局内に公表し、活用する。] ・主な苦情の事例（苦情の内容、事実関係、対応経過・結果）を公開用フォルダに保存し、建設局職員に周知するとともに、同様の苦情があった場合には、これを参考にして、各職場が適切かつ迅速に対応できるようにする。 	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-28	道路敷地構成図の作成整備	<p>「道路敷地構成図」は整備途中であるので計画的に整備されたい。</p> <p>なお、震災等により道路に被害を受けた場合、道路位置を復元するために、道路区域を座標で管理することが必要であるという観点にも留意されたい。</p>	<p>平成15年度に、震災に留意した優先整備区域を設定した「道路敷地構成図整備計画」を策定した。</p> <p>なお、平成15年度末までの道路敷地構成図の整備率は51.8%である。</p> <p>平成16年度については、「道路敷地構成図整備計画」のとおり、現地立会の簡便化、国有地譲与事業資料を活用して効率的に、年間40kmの整備を進めている。</p> <p>また、同計画においては、国道、主要地方道など広域幹線道路については最優先で整備し、約15年で完成させることとしている。</p> <p>優先整備が終了した時点で、約78%の整備率になる見込である。</p>	改善済
意見	1-29	電線類地中化計画の見直し	<p>地中化計画の途中変更は、国の方針に従った処置であるが、変更後の計画は実績と乖離している。計画の見直しを行ったならば、新計画に合わせて実行していくべきである。</p> <p>新計画が実現不可能な計画であるならば、当該計画については現実的な計画に見直すことが望ましいので、実現可能性のある計画を、改めて立案されたい。</p>	<p>構造のコンパクト化や既存設備の有効活用等によるコストの縮減及び今後の地中化関連予算の推移等を考慮し、実現が可能な計画として、「無電柱化推進計画」（平成16～20年度）を新たに策定した。</p> <p>現在、この計画に基づき事業を進めている。</p> <p>【コスト縮減の効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○構造のコンパクト化 <ul style="list-style-type: none"> → 従来より約3割の縮減 ○既存設備の有効活用等 <ul style="list-style-type: none"> → 従来より約1割の縮減 	改善済
指摘	1-2	物品の实地棚卸の必要性	<p>台帳と現物の不一致を防ぐためにも、物品台帳の適切な記載と現物の確認を必ず実施されたい。また、備品への管理番号等の貼付を徹底されたい。</p>	<p>平成15年度からは、改正された東京都物品管理規則に基づき、各物品管理者が供用備品状況確認実施計画を作成し、物品管理者別物品一覧表と現物を1点ずつ照合するとともに、備品ラベルの貼付を徹底した。平成16年度も同様に取り組んでいるところである。</p>	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-30	測量用距離計の有効利用	<p>測量用距離計の使用頻度は低いので、今後の新規取得および買い替えに当たっては、数箇所の事務所で共同使用することを検討されたい。</p>	<p>測量用距離計については、廃棄により保有していない事務所が発生した場合、複数所有している事務所からの所管換えすることとした。平成15年度には、破損により1台廃棄を行った。 今後、1事務所1台以下に減少した場合には、事務所間での共同利用を進めていく。</p>	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果																		
指摘	1-3	看板等の道路占用の適正化のより一層の推進	<p>都道等を占有している看板は、都の指導等により、約1万1千件の適正化が行われたが、まだ約4万3千件が申請されていないこと、また、これらのうち、減免対象を除く物件について約15億円の収入調定ができていない。</p> <p>そこで、道路占有制度の都民への周知徹底を図った上で、占有許可の申請を促進することにより、不法占用の早期改善および徴収すべき道路占有料の徴収に努められたい。</p>	<p>以下の取り組みを行い、看板等の不法占有状態の早期改善を進めた。</p> <p>(1) PR活動の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 「広報東京都」への掲載回数を増加させるとともに、建設局広報「東京のまちづくり」に特集として掲載し、公共施設を中心に利用者に配布した。 看板用のリーフレットを作成し、各事務所を通じて占有者へ配布した。 <p>(2) 未申請者への文書による督促</p> <ul style="list-style-type: none"> 未申請者に対し、文書を送付することで、申請を促進させた。 <table border="0"> <tr> <td>平成15年度</td> <td>発送件数</td> <td>約30,000件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(適合)</td> <td>約20,000件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(不適合)</td> <td>約10,000件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>発送件数</td> <td>約27,000件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(適合)</td> <td>約17,000件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(不適合)</td> <td>約10,000件</td> </tr> </table> <p>(3) 大型看板等の集中的適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から複数看板所有者であるチェーン店等を中心に是正指導を実施中であり、今年度後半から大型看板等の指導を実施する。 <p>(4) 体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度から道路管理部監察指導課に看板指導担当係(2名)を設置し、チェーン店等への是正指導の強化及び各事務所への指導体制を強化した。 <p>(5) 委託化の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 看板の設置状況を把握するため、平成16年度から4年間で全路線の実態調査委託を実施している。 今年度は都道全路線約2,000kmのうち780kmについて実施中である。 <p>これらの取り組みにより、許可件数が約7,000件増加した。この結果、平成15年度の適合物件における許可率は55%となり、平成13年度の38%に比べ17ポイント向上した。</p> <p>引き続き、占有許可申請を促進し、平成16年4月から拡充した減免措置も含め、適正な占有料の徴収を図っていく。</p>	平成15年度	発送件数	約30,000件		(適合)	約20,000件		(不適合)	約10,000件	平成16年度	発送件数	約27,000件		(適合)	約17,000件		(不適合)	約10,000件	改善中・一部改善済
平成15年度	発送件数	約30,000件																					
	(適合)	約20,000件																					
	(不適合)	約10,000件																					
平成16年度	発送件数	約27,000件																					
	(適合)	約17,000件																					
	(不適合)	約10,000件																					

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-31	看板等の不法占用の改善と占用料の徴収	<p>東京都の看板の占用料単価に係る減免措置は、他の都市との均衡を逸している。現在2㎡以下にのみ適用されている減免措置を3㎡以上の看板にも適用すること等により、不法占用の改善を図る必要がある。</p> <p>なお、不法占用が解消した場合には追加的な収入が見込まれることから、事前に費用対効果を勘案したうえで、不法占用対策の実施を検討されたい。</p> <p>また、未納占用料については、使用料等の徴収の私人への委託の活用により、効率的な債権管理を行うことを検討されたい。</p>	<p>(1) 減免措置 表示面積3㎡以上5㎡以下の自家用看板に対して、その表示面積2㎡分の減免を平成16年度4月1日から実施した。</p> <p>(2) 委託化 債権回収の私人への委託については、適正看板における許可率の現状が約6割という状況では、まず、申請者間の不公平感を解消するための許可率向上が前提となる。</p> <p>平成16年度においては、8月に主税局が取り組みを発表した「使用料等滞納金回収トライアル」の実施に伴い、約2,000万円の債権回収を委託した。</p>	改善済
意見	1-32	占用許可に係る処理日数の短縮化	<p>所要の事務手続の改善等を行うことにより、道路占用許可申請書を受理してから許可までの期間を短縮し、もって占用許可申請者に対するサービスを改善する必要があると考えるので、事務手続の簡素化について検討されたい。</p>	<p>「道路占用申請審査チェックリスト」を策定し、本庁と事務所の審査が重複する部分を必要最小限にした。また、東京都建設事務所長委任規則（昭和44年規則第209号）の一部を改正し、従来本庁において許可していた道路占用の一部を事務所において許可できるものとした。いずれも平成16年4月1日より施行した。</p> <p>この結果、平成13年度において30日を超える許可日数を要していたものが88件あり、その内60日を超えるものが22件あったが、平成16年度上半期においては、それぞれ16件、0件となった。</p>	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番 号	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 状 況	検証結果
意見	1-33	駐車場整備基金の利用実績の目標達成と制度のあり方の検討	<p>駐車場整備基金の平成7年度以降の利用実績は目標を下回っているため、利用実績の目標を達成するよう努力されたい。</p> <p>そのうえで平成14年度、15年度の2年間で、目標の達成が実績として表れなければ、都と区で協議し、廃止を含め制度のあり方を検討されたい。</p>	<p>(1) 融資利率の制度改正と共に、都・区広報や業界誌への記事掲載及びJ R山手線や都営地下鉄での車内に広告を掲載し、基金制度周知のための広報・宣伝を実施したが、市場の低金利等により実績増加に結び付かず、平成14年度1件、平成15年度4件に留まった。</p> <p>(2) 東京都・特別区駐車場整備基金検討委員会において、都区協議を重ね、平成15年度に廃止を決定し、平成16年6月に貸付金の返還を受けた。</p>	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-34	街路樹の計画的な育成	都民の税金と時間をかけた財産であり「都市の顔」とも言うべき街路樹に対して、厳しい財政状況の中でも、より一層適正な管理が行われるよう、予算の配分について十分に検討されたい。	東京駅前のイチョウ並木など、東京の顔となる「風格ある街路樹」（10路線）の管理について、平成15年度から「緑陰都市東京計画」事業として位置付け、重点的な予算配分を行っている。 また、ヒートアイランド対策の観点から夏期剪定を実施しないなど、一律な管理手法を見直し、より効率的で効果的な管理の適正化を図った。	改善済
意見	1-35	街路樹の景観の維持と剪定	街路並木の景観をよりよく形づくっていく視点から「剪定のあり方」を見直すことを検討されたい。	平成15年度「街路樹の整備と管理に関する検討委員会」において、剪定手法のあり方や目標樹形などについて検討を行い、基本的な方針（街路樹の整備と管理に関する検討報告書）を策定した。 また、より具体的な路線ごとの管理方針・計画について平成16年度中に約40路線を取りまとめる。	改善済
意見	1-36	街路樹委託剪定業者の評価	東京の顔でもあり、文化財的価値もある重要な街路樹についての剪定委託業務の発注については、委託業者の技術評価を考慮することを検討されたい。	平成15年度に剪定委託の評価項目（監督員用チェックシート）を定め、平成16年度夏期剪定委託より技術評価を開始した。 引き続き評価の数値化方法を改良し、使用していく。	改善済
意見	1-37	造園工事の契約年数	街路樹の維持管理については、重要性によりランク分けを行い、育て見守ることができる複数年契約を検討されたい。	「風格ある街路樹」の管理については、平成15年度より「緑陰都市東京計画」事業の対象として位置付けている。 このような街路樹を守り続けるには、一本一本の状況を熟知した技能者による管理が不可欠である。 そこで、優秀な業者の選定を可能にするため、管理の出来映えをチェックする基本評定票を16年度中に策定し、優良評価となった受託業者が入札に参加できるよう考慮していく。	改善中・一部改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-38	街路樹剪定等のあり方に係る研究	管理予算に応じた街路樹の適切なあり方について、単に頻度の増減等で済ますことなく、海外、他府県の事例等についても調査し、研究を適切に行い、反映するよう検討されたい。	街路樹の適切なあり方について、平成15年度に国内外の事例を収集し、調査・検討を行い、「街路樹の整備と管理に関する検討委員会」において沿道条件や環境に応じた効率的で効果的な剪定手法を、路線ごとの景観にも配慮し取りまとめた。 また、実施にあたっては業者への指導を徹底する。	改善済
意見	1-39	街路樹の樹種選定	樹種の「適否判定基準」を設けることを検討し、住民への説明時に、生育に問題がある樹種については選定できない理由を明確に説明できるようにされたい。	都民代表を含む「街路樹の整備と管理に関する検討委員会」において樹種選定方法及び住民説明方法を整理し、平成15年度に樹種選定基準及び樹種選定フローを策定し、平成16年度から運用を開始した。	改善済
意見	1-40	環境に応じた樹形等の完成	都心の繁華街や多摩地区の山間部、郊外の住宅街など条件の異なる各地域の環境に馴染むような配慮と、樹木の特性を十分に考慮した植栽設計手法を確立し、柔軟な対応ができるように、検討されたい。	平成15年度に局内の技術管理委員会において低木の植栽方法を検討し、道路工事設計基準（平成16年4月）の植樹帯植栽方法の規定を密度の増減ができるように修正した。 なお、新基準について平成16年7月より運用を開始した。	改善済
意見	1-41	低木植樹の手入れ	地域住民の協力等をも考慮に入れた低木植樹類の手入れと維持管理方法を検討されたい。	住民や企業等がボランティアとして参加する「東京ふれあいロード・プログラム」を導入し、道路の清掃や植栽の手入れなどの道路美化活動を進めている。 平成14年度に9団体、平成15年度に11団体、平成16年度8団体の計28団体を認定し、参加団体の拡大を図るため広報活動を積極的に実施している。	改善済

道路の建設・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	1-42	歩道の整備	<p>多摩地域では、区部に比較して、幅員が2m以上ある歩道の整備が遅れており、また都心部においても、駅前等では人のとどまる空間が少ない状況にある。</p> <p>現状の幅員構成の中においても、植樹帯の見直しやデッドスペースの有効活用を図るなど、歩行空間の確保を図るよう検討されたい。</p>	<p>建設事務所により現地調査を行い、抽出した改善対象12箇所のうち、既に7箇所が完了した。</p> <p>なお、残りの5箇所についても平成16年度中に完了する予定である。</p> <p>【改善事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ガード下歩道の歩行者と自転車の通行区分の明確化 ○側溝の暗渠化による歩道の整備 等 <p>また、日常の管理業務の中でも、巡回や地元からの要望等により改善を必要とする箇所については、適宜対策を実施している。</p>	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-1	震災時利用計画の 早期策定	都立公園の震災時利用計画（災害時の公園利用計画および管理マニュアル）は、都および東京都公園協会並びに区市町村・警察・消防などの防災関係機関が、都民と連携し、早急に策定する必要があると考えるので、検討されたい。	策定計画の前倒しにより、平成15年度には12公園の計画を策定し、対象44公園のうち31公園の計画策定を終了した。平成16年度は、八柱霊園を除く12公園について策定中である。	改善中・一部改善済
意見	2-2	庭園等の価値ある 保全	財政の厳しい折ではあるが、整備の遅れにより、庭園・公園全体の価値を損い、かえって不経済を招くことのないよう、一律予算削減ではなく、「重点的な整備計画」の策定を検討されたい。	重点施策の一部として、平成16年度は、浜離宮恩賜庭園では文化庁所管の国庫補助事業として「中の御門」の復元整備を行い、小石川後樂園では大泉水護岸発掘調査を行う。	改善中・一部改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-3	バリアフリーの案内板等の設置	<p>(1) 掲示板の設置とパンフレット等の配布 通行難易度が判る地図を庭園入口の掲示板に表示し、パンフレットを管理事務所に備える等により、利用者が園内を気軽に散策できるようにする必要があると考えるので検討されたい。 また、掲示板には、点字および英語等の外国語による解説も付することが望ましいと考えるので、この件についても検討されたい。</p> <p>(2) 簡易な修理による段差等の解消 無料公園については、通行難易度を公表することが、順次難所を解消することに繋がることも期待できるので、検討されたい。</p>	<p>平成15年度では、浜離宮恩賜庭園と六義園においてバリアフリー看板を掲示した。また、小石川後樂園、殿ヶ谷戸庭園、旧芝離宮恩賜庭園の3庭園でバリアフリーパンフレットを作成した。 旧岩崎邸における車椅子利用については、職員による補助（売札所等から洋館入口まで）及び室内用車イスへの乗り換えにより対応している。 外国語パンフレット（英・中・韓）は、平成15年度に9庭園すべてにおいて作成した。なお、平成16年度は、旧古河庭園・清澄庭園のバリアフリーパンフレットを作成する。 無料公園については、順次園路の段差解消や、車イスでも利用できる水飲み場の改修などを実施していく。</p>	改善済
意見	2-4	乗り場の段差解消	<p>上野動物園のモノレールは、ホームとモノレールの段差が約30cmとかなり高くなっており、乗降口の手すりもない状態である。 段差をできる限り少なくし、また、段差の解消と手すりを整備することが望ましいと考えるので、検討されたい。</p>	<p>(1) 段差解消策について身障者団体と協議の結果として、車椅子昇降リフトが採用された。 (2) 平成16年3月より、東園、西園各駅に配置、現在リフトにて車椅子利用者に対応した。</p>	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-5	車椅子使用者のエレベータ等	葛西臨海水族園の車椅子使用者のエレベーターは、展示エリア外につくられているため、1階、2階とも展示エリア外を通過して、展示エリアに入る構造となっている。建物の大幅な改善が困難であるなら、マンパワーを使うなど利用改善策について検討されたい。	葛西臨海水族園本館は、観覧通路以外は機械室になっており、改造は困難である。このため、車椅子利用者のため、平成14年度より、誘導員を配置するとともに、エレベーター利用者用リーフレットを分かり易く改訂し、誘導サインを設置するなど利用の改善を図った。	改善済
意見	2-6	公園整備に係る目標の見直し	公園一人当たりの面積を7㎡以上とする目標は、非常に長期に渡っていることから、一定年限において達成する面積を目標にすることも視野に入れて、新たな指標の見直しを検討されたい。	<p>(1) 平成16年8月に新たな公園評価制度の導入を含めた、パークマネジメントマスタープランを策定した。</p> <p>(2) 新たな公園評価制度は、緑の公的空間確保量、公園の魅力度などを指標として定めるものである。</p> <p>(3) 平成18年度までに、各指標について10年先の目標値を定め、その達成に向けて取り組んでいく。</p>	改善中・一部改善済
意見	2-7	コスト削減計画の検討	コスト削減計画の成功例のノウハウを蓄積し、一層のコスト削減に努めるとともに、公共性の高い公園においては、都の財政状況とコスト削減策に関する都民の理解を得て、また、都民の参加を広く求めてコスト削減を進めることを検討されたい。	<p>(1) 平成14年度にコスト削減結果を集計したうえで、公園緑地建設コスト削減事例集を作成した。コスト削減のノウハウを広く職員へ紹介するため、平成15年4月に公園緑地建設コスト削減事例集を各所(園)へ配布した。</p> <p>その結果、平成14年度の公園霊園費のコスト削減総額351,226千円に対し、15年度は421,613千円に増加した。</p> <p>(2) 都民参加によるコスト削減として、記念プレート付きのベンチを寄付してもらう「思い出ベンチ事業」を実施し、日比谷公園及び井の頭公園に計200基を設置した。平成16年度は、上記2公園に加えその他の公園や霊園で、100基を募集中である。</p>	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-8	未開園公園の利用の促進	都市開発資金で取得した土地の公園整備について長期間を要するものであれば、関係部署と調整のうえ、都民に開放できる方策を検討されたい。	再取得以前の都市開発資金取得地の有効活用のため、関係部署と調整して、雑木林の手入れや、観察会の実施による都民への開放を平成15年6月から大戸緑地(町田市)プレパーク事業として開始した。 平成16年度は引き続き、有効活用対象地の拡大のため、観音寺森緑地(武蔵村山市)のプレパーク事業の開始に向け準備を進めている。	改善中・一部改善済
意見	2-9	公園事業の重点化	平成14年に決定された「公園用地取得方針」に基づき、用地取得への取組みが行われているが、必ずしも取得の早期化に結実していない。 特定の用地取得に予算を集中的に投資することにより、事業効果をあげることを検討されたい。	「用地取得方針」により、篠崎公園など6公園について、事業認可区域内の最優先箇所に予算を集中的に投資することとし、平成15年度の用地取得では6公園に、全体事業費の52%を集中した。	改善中・一部改善済
意見	2-10	公園事業用地取得収束箇所の取組み	蘆花恒春園など残り僅かな未取得用地がある公園については、未取得用地があるため、全体を開園することができないので、地域住民の福祉の向上の観点から残り僅かな未取得用地の取得を進めることにより、開園を促進するよう努力されたい。	「公園用地取得方針」に基づき、緊急性の高い箇所の取得を重点的に進めることを原則とする一方、小規模の未取得地がのこることによって事業効果が十分に発揮されていない箇所についても取得することとしている。 蘆花恒春園については、折衝を重ねる一方、平成16年8月収用手続きを開始した。 その他の未取得地が残り少ない公園についても早期の取得に努力する。	改善中・一部改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-11	公園用地取得の促進	<p>公園事業認可区域内における用地は、都市計画法上の利用制限がある。そのため、都としても、関係者の要望には事業者として対応する責務がある。</p> <p>財政的に許される範囲で、できるだけ早期に買取って、開園に向けて努力していくことが望まれるので、買取りの促進を検討されたい。</p>	<p>「公園用地取得方針」に基づき、緊急性の高い箇所の取得を進めることを原則とする一方、相続の発生等、真にやむをえない関係者の事情にも可能な限り対応している。</p> <p>平成14年度に、買い取り要望が寄せられていた49件のうち平成15年度までに29件の買収を完了した。</p> <p>例えば、和田堀公園で9件、6,711㎡の要望のうち7件、1,594㎡を、篠崎公園では7件、1,231㎡のすべてを買収した。</p> <p>その他の公園で寄せられていた33件、41,553㎡についても、15件27,044㎡を買収し、早期整備に向け取り組んでいる。</p>	改善中・一部改善済
意見	2-12	小規模開園地の有効利用	<p>(篠崎公園の) 小規模開園地を駐車場に利用するなど有効利用を検討されたい。</p>	<p>篠崎公園の小規模開園地を利用して、都民、地元区、NPO等と連携・協同して、花壇づくり、カブトムシの森づくり、ひまわり育成の協働事業を行うためにワークショップを開催し、今年度中に事業を開始するための実施設計を行い、工事を発注した。</p>	改善済
意見	2-13	公園整備の進め方	<p>篠崎公園のなかで、公園整備が遅れている区域については、公園整備の優先区域の見直しを行い、まず、防災効果を高めることを最優先課題とし、早期取得に努力すべきであり、優先度の高い地区から取得を促進していけるよう検討されたい。</p>	<p>篠崎公園には、震災時等に大型ヘリコプターが離着陸できるグラウンドがある。このグラウンドと災害時の緊急輸送道路に指定されている柴又街道をつなぐ間口部分を防災効果を高める最優先区域として事業を進めている。</p> <p>平成15年度においては、この区域で11件0.3ヘクタールの用地取得を実施した。</p> <p>平成16年度も買収を進め、最優先区域内での非常時の動線確保の目途が立った。</p>	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-14	野山北・六道山公園の整備の促進	<p>(1) 地権者の協力による緑地空間の保全 野山北・六道山公園あるいはその他の丘陵地においては地権者の協力を得て、公園の整備並びに緑地空間の保全について検討されたい。</p> <p>(2) 火災の予防と防災対策 野山北・六道山公園の防火対策を強化するために、地元消防団や自治会等の協力による組織を作り、山林火災に備えていく必要があると考えるので、検討されたい。</p> <p>(3) 民間による植樹の拡大と育成 一般民間人による植樹のほか自然の大切さを理解してもらうために、小学生を中心に植樹をするのも、一つの方策と考えるので、検討されたい</p>	<p>丘陵地公園の整備並びに緑地空間の保全するため、平成15年12月より平成16年3月までの間、地元町内会、瑞穂町及び団体等と打合せを実施し、瑞穂町高根地区の整備計画の検討を行い、設計内容をまとめた。</p> <p>また、山火事防止対策として、平成16年1月、西部公園主催で、北多摩西部消防署、武蔵村山市消防団、武蔵村山市等と「林野火災合同消防訓練」を実施した。</p> <p>都民参加による、雑木林の復元については、公園ボランティアによりドングリ播種し生育したコナラの苗木を平成15年度に滝ノ入谷戸付近に66本植栽したほか、管理所隣接地にアカマツ、コナラを播種し、現在苗木200本を育成中である。</p>	改善済
意見	2-15	民間資金導入の検討	<p>動物園・水族園の施設整備費は、宝くじ収入金にかなりの部分を依存しているのが実情であるが、一般利用者からの寄付、広告掲載を伴う民間企業の協賛など民間資金の導入方法を検討されたい。</p>	<p>(1) 平成16年7月より恩賜上野動物園において広告料収入(平成16年度分として10,700千円)により案内板を整備する「サイン整備事業」を開始した。この事業の開始により、老朽化した動物解説板をリニューアルし、来園者サービスの向上を図った。</p> <p>(2) 平成16年4月より、寄付により動物のえさ代等の一部を賄う「動物園サポーター制度」を開始した。都民が直接動物園を支える仕組は初の試みであるが、サポーター限定の催し物を開催するなど、特典を充実し、平成16年9月末現在、688件7,089千円のサポーター登録があった。</p>	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建 設 局

区分	番 号	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 状 況	検証結果
意見	2-16	効果的な公園管理 業務の推進	<p>公園管理業務の経済性、有効性を確保するため、次のような方策が必要なので、早急にその実施につき検討されたい。</p> <p>(1) 公園維持管理の質の確保のため、都民との協働、民間資金の導入等の実施</p> <p>(2) 各公園ごとの人件費を含む直接管理費用の把握と管理との有効利用</p> <p>(3) 公園の整備費に関する情報と合わせて、公園の管理費に関する情報を積極的に都民に提供して、都民の声を公園の運営に反映しやすくすること</p>	<p>都立公園において花壇管理や樹木手入れなどを行っているボランティア団体は、平成14年度末現在では38公園83団体であったが、平成16年8月現在では53公園152団体に拡大した。</p> <p>公園運営に関して都民の声を反映するため、公園整備費及び公園管理費に関する情報を、公園管理所の掲示板等を用いて積極的に提供することとし、平成15年度は井の頭公園・砧公園・木場公園にて実施した。</p> <p>当該掲示をはじめ様々な情報提供を通じてボランティア参加の呼びかけを行い、10公園で都民等からの問い合わせがあった。現在、実施内容について調整中である。</p> <p>また、公園ごとの人件費を含む直接管理費用の把握を行い、年間維持管理計画等の策定に活用するとともに、台風・大雪・渇水などの発生に備えた、機動的な予算執行管理に役立てている。</p>	改善済
意見	2-17	庭園等の入園料、 開園時間の見直し	<p>入園者の増加努力の一環として東京都公園協会の意見を取入れ、回数券、周遊割引券の発行、特に夏季の開園時間の延長など、入園料、開園時間等につき、一定の規制緩和を早急に検討されたい。</p>	<p>(1) 平成15年4月より浜離宮恩賜庭園で、平成16年7月からは六義園を追加し年間パスポートの試行販売を実施している。平成17年度には条例改正を行い、年間パスポートの販売を全庭園で実施する予定。提携割引券については、平成17年度以降の実施に向けて、現在検討中である。</p> <p>(2) 庭園においては平成15年度も引続き、ゴールデンウィークや各種イベントに伴う1~4時間の時間延長を延139日行った。時間延長により入園者数は20,907人増加した。また、平成16年度からは、各事務所等において時宜に応じて時間延長を決定できる旨の方針決定済み（時間延長の本格実施）である。</p>	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-18	公園の施設改善の指導	庭園、公園内の売店、飲食店をより充実させ、利用者のニーズに応えるため、施設改善につき指導されたい。また、他の民間会社にも運営の機会を与え、競争原理を導入するなど検討されたい。	売店・飲食店については、(財)東京都公園協会に対して平成15年度から取扱内容やサービス向上をより一層図るよう指導し、光が丘公園の売店や上野恩賜公園の飲食店のリニューアルを行った。その結果、売場面積や品数が増えたこと等により、来園者サービスの向上を図った。 なお、民間会社の参入については、指定管理者制度の導入にあわせて検討していく。	改善中・一部改善済
意見	2-19	民間の経営管理手法の導入	庭園は都民の貴重な財産である。これらを保有し、維持していくためには、他の公園を含めて、関連物品の販売など「民間の経営管理手法」を参考に改善を進めていくよう検討されたい。	(財)東京都公園協会に対して、売店・飲食店のサービス向上を一層図るよう指導し、光が丘公園の売店や上野恩賜公園飲食店のリニューアルを行い、売場面積や品数を増やし、来園者サービスの向上を図った。 また、「首都圏公園ガイドブック」や「旧岩崎邸ガイドブック」など来園者ニーズの高いわかりやすいガイドブックを発行、販売するなど、今後とも「民間の経営管理手法」を参考に改善を進めていく。	改善済
意見	2-20	庭園相互間の連携の強化と入園者の増加策	9つの庭園をひとつのネットワークと考えると、相互に協力し合って、回園できるように来園者の増加策を検討されたい。また、庭園の文化財としての価値を、多くの都民や国民に知ってもらうために、PR活動にも力を注ぐべきである。	複数施設間の共通割引券等については、平成17年度以降の実施に向けて、現在検討中である。 文化財庭園のPRについては、平成15年度から都営地下鉄で各庭園でのイベントに関する車内広告を掲示している。また、庭園全体のポスターを全国の観光協会等へ掲示の依頼や、「正月庭園スタンプラリー」、「紅葉めぐりスタンプラリー」など季節感のある行事を開催し、入園者数の増加に取り組んだ。 その結果、平成14年度に比べ庭園全体で、入園者数が17.7%増(約36万人)となった。	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-21	利用料金制導入の検討	<p>現行の公園等の管理委託は「実費清算方式」であり、委託先（協会）の「経営努力の成果」は、協会の収益に反映されない仕組みになっている。</p> <p>そこで「利用料金制度の導入」とともに、一定の裁量を認め、「自己責任」を持たせ、また、「成果の配分」を行うなどの一定の「インセンティブの付与」を検討されたい。</p>	<p>平成15年度から現行管理委託においても弾力的な執行を行うため、管理委託経費の一部を財源として、管理受託者自らの提案による都民サービス向上などに対応した事業を実施することとした。</p> <p>また、平成17年度から都立9庭園において利用料金制を導入すべく、他局における導入事例との比較、具体的な導入方式、文化庁との調整など 各種の検討・調整等を積極的に進めてきた。</p> <p>今後は、平成17年の第一回定例都議会に、東京都立公園条例改正案を上程し、4月1日からの制度導入を予定している。</p> <p>具体的な導入方式としては、利用料金収入で庭園の管理経費のすべてを賄うことはできないため、一定の行政負担＝委託料の支出を伴う方式を予定している。</p>	改善済
意見	2-22	発生主義会計を想定した都職員の退職給付費用相当額を含めた管理費の算定	<p>公園協会に管理上の資料として、年度毎の退職手当給付費用相当額を含めた管理費を算定することを指導されたい。</p> <p>動物園協会に対しても同様に指導されたい。</p>	<p>両協会に指導し、平成14年度決算時より都派遣職員の退職給付費用相当額の算定を行った。</p> <p>この退職給付費用相当額を含めた管理委託経費を管理上の資料とし、今後、コスト意識の涵養等、活用を図る。</p>	改善済
指摘	2-1	収入状況のチェック	<p>公園協会の支社による収入のチェックが月次となっており、内部統制上、十分に機能していない面が見られるので、日々の収入状況を支社でも確認できるよう是正すべきである。</p>	<p>平成15年4月1日付で手引集を改正し、日々の収入状況を支社でも確認できるよう是正した。</p>	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建 設 局

区分	番 号	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 状 況	検証結果
意見	2-23	収入・納金のデータ化	収入・納金に関する手続きは、日々の基礎データをPC入力すれば、メールでの支社や都への送付など、手続の簡素化が可能であると考えるので、その改善につき検討されたい。	パソコンで対応できるように各種報告書類の内容を調整し、各公園管理所に導入した。	改善済
意見	2-24	領収証の発行元の統一	同じ窓口で扱うにもかかわらず、領収書の発行元が異なることは、混乱を招くので、統一するように検討されたい。	平成15年4月1日付で手引集を改正し、公園協会の窓口で扱う領収証の発行元を「東京都徴収事務受託者 財団法人東京都公園協会」に統一した。また、スポレクシステムで出力される領収書についても、15年度中にシステムを更新し、発行元の表記を変更した。	改善済
意見	2-25	報告書類の簡素化等	公園緑地事務所への報告が義務付けられている書類や事務作業を再検討し、PCの活用を前提にして、簡素化を検討されたい。 また、情報公開請求にも適切に対応できるよう同質の情報を、一定期間保管することを徹底されたい。	平成15年4月1日付で手引集を改正し、パソコンの活用を前提とした様式に変更し、報告書類を簡素化した。また、東西公園緑地事務所の文書の保存期間を統一し、3年間保管することを徹底させた。	改善済
意見	2-26	消費税込みの周知方法の検討	歳入に関わる領収書の発行は、直営公園は「東京都」が、委託公園は「東京都公園協会」が、各々行っているが、「消費税込み」が明示されていないので、「消費税込み」である旨の周知方法を検討されたい。	平成15年11月に、入場料等を徴収する窓口において「消費税込み」である旨の掲示を行うよう掲示例を添付して各事務所等に指示している。	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-27	地方独立行政法人化の検討	動物園の地方独立行政法人化を、動物園事業を活性化させるための一つの方策として、具体的に検討されたい。	平成15年度に建設局内において、地方独立行政法人化のメリット・デメリットなどについて検討をした。 しかし、平成15年12月の地方独立行政法人法施行令では、動物園が対象施設とはならなかったため、当面、将来の方向性を見守っていくこととしている。 今後は、現制度下で民間資金の活用を進めるなど、自立的、効率的運営を図っていく。	改善中・一部改善済
意見	2-28	貸借対照表の継続的作成	平成12年度末で貸借対照表を作成したが、平成14年3月31日現在では、作成していない。すう勢（財務数値の変化）を見ることによって、現在の財政状態を評価することができるように、貸借対照表は継続的に作成すべきである。	貸借対照表については、平成12年度分から平成14年度分まで作成済みであり、平成15年度分についても平成16年12月迄に作成し、経費節減など経営改善に向けて活用していく。	改善済
意見	2-29	損益計算書等の作成	財政状態を示す貸借対照表だけでなく、経営成績を示す損益計算書の作成も必要である。今後は、貸借対照表と損益計算書のいずれをも作成されたい。	貸借対照表とともに損益計算書も、平成12年度分から平成14年度分まで作成済みであり、平成15年度分についても平成16年12月迄に作成し、経費節減など経営改善に向けて活用していく。	改善済
意見	2-30	財務諸表上の問題点	財務諸表作成上、適正な財政状態を示すためには幾つかの共通した問題点がある。今後の貸借対照表の作成時においては、以下に掲記した勘定科目について計上するよう留意されたい。①現金預金②未収入金③貯蔵品④建設仮勘定⑤買掛金⑥未払金⑦預り金⑧退職給与（付）引当金繰入額	財務諸表作成上、留意するよう意見のあった退職給与引当繰入額などについては、貸借対照表へ計上をし、平成12年度分から平成14年度分を作成した。平成15年度分についても、平成16年12月迄に作成し、経費節減など経営改善に向けて活用していく。 なお、流動資産（動物飼料等）の計上方法については、今後の全庁的な公会計制度の作成方針を踏まえ、研究していく。	改善中・一部改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建 設 局

区分	番 号	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 状 況	検証結果
意見	2-31	公園施設使用料の 地価等との比較	公園施設使用料について、周辺地区相場と比較検討する必要がある。今後、公園施設使用料を改定するに当たっては、従来の原価主義の算定方式によりながらも、市場価格を調査し参考とされたい。	平成17年度に使用料を改定する予定であるが、その改定作業にあたり市場価格の調査を行った。現在、調査結果を参考として、使用料の改定案を策定中である。	改善中・一部改善済
意見	2-32	入園者の増加対策	庭園、動物園いずれも同じことであるが、入園者の増加対策として、スタンプラリーや複数来園者への割引制度、たとえば、年間利用のパスポート等の来園者への誘引効果の導入を検討されたい。	年間パスポートについては平成15年度に浜離宮恩賜庭園、神代植物公園、恩賜上野動物園、多摩動物公園、井の頭自然文化園で試行販売を開始し、平成16年度は六義園、葛西臨海水族園を追加し、7月から10月にかけて試行販売を実施した。 その結果、平成15年度は5施設で延39,017枚、平成16年度は7施設で延25,123枚を販売した。 平成17年度には未販売の7庭園においても条例改正を実施し制度化を図る予定である。	改善済
意見	2-33	適正な入園料の徴 収	有料庭園・植物園・水族園・動物園における撮影や占用による有料施設の利用については、入園料を徴収せず、利用料のみで入園可能であるが、公平性の観点から、一般の入園者と同様、撮影や占用による有料施設の利用のために入園する利用者についても入園料を徴収されたい。また、庭園の施設（集会場）を定期的に、一般開放することも含めて利用の多角化を検討されたい。	撮影等の一時占用に伴う入園者については平成15年度から、また集会場等の利用者については平成16年10月から、原則として入園料を徴収するよう方針を定め、取扱いを改めた。 また、小石川後樂園の涵徳亭など一部の集会場については、一般への開放を実施した。	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建 設 局

区分	番 号	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 状 況	検証結果
意見	2-34	有料公園等の時間延長等	<p>有料公園等の時間延長については、積極的なPR活動を実施されたい。9庭園については、東京都公園協会と積極的な意見交換を行い、季節に合わせた時間延長、時間短縮や休日の全面的な時間延長等の実施を含め、庭園がもっと広く利用されるよう検討されたい。</p>	<p>有料公園等の時間延長については、庭園のライトアップなど各種イベントの実施にあわせて行うなど、積極的にPRしている。有料公園等においてゴールデンウィーク及びお盆期間など1～4時間の時間延長を延192日実施した。時間延長により入園者数は25,350人増加した。平成16年度からは、各事務所等において時宜に応じて時間延長を決定できる旨の方針決定済み（時間延長の本格実施）である。</p> <p>開園日の拡大については、平成15年度に3庭園で正月開園を追加し、現在、7庭園において正月開園が制度化されている。</p>	改善済
意見	2-35	枯木等の伐採等の検討	<p>公園の適正な維持管理のためには、倒木などの危険のある枯木および衰退した樹木は、早期に伐採し、また、必要に応じて若木の植樹を行っていく必要がある。そのためには、継続的な巡回監視体制を整え、伐採等による適切な維持管理を検討されたい。</p>	<p>安全かつ健全な樹林を育成するため、巡回監視を強化して枯損状況を把握し、計画的な撤去を行っており、特に危険なものは緊急的な対応も行っている。</p> <p>平成15年は、7月に現地調査を実施し、石神井公園、小山田緑地ほか49公園で約5,800本の枯損木撤去等を実施するとともに、チップ化するなど再利用に努めている。</p> <p>平成16年度は、各公園での日常管理に加え、野川、狭山、八国山、東大和、野山北・六道山公園等で集中的に枯損木撤去等を実施する。</p>	改善済
意見	2-36	長期間工事の占用期間の見直し	<p>長期間工事の占用許可については、都市公園法施行令の改正を要するが、実態に合った占用期間を検討されたい。</p>	<p>長期間工事の占用許可期間については、実態に沿った取扱が可能となるよう国（国土交通省）と調整を行っており、今後も協議に努めていく。</p> <p>都としては、継続申請については必要最小限の書類提出に簡素化し、負担の軽減を図った。</p>	改善中・一部改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-37	公園の情報公開等	<p>苦情・要望等に対しては公園側の基本的考え方をはっきり説明し、あるいは各種の情報を公開する等により、住民に十分理解してもらう努力をしていくよう検討されたい。</p> <p>さらに、苦情・要望等に対する合理的な対応策と苦情・要望等を日常の公園運営に、より一層、活かすように検討されたい。</p>	<p>平成15年度より、東京都公園協会のホームページにおいて、Q & A方式により要望・質問の多い事項に関する回答等を公開している。</p> <p>また、公園における都民協働事業の拡大を図るため、平成15年度に実施したアンケート等を踏まえて、今後各現場事務所において、花壇の手入れや美化清掃活動等への積極的な参加の呼びかけなどに取り組んでいく。</p>	改善済
意見	2-38	来園者の期待に添う必要最小限の管理	<p>庭園の維持管理には、大変な労苦を伴うものであり、特に歴史的価値のある浜離宮恩賜庭園の維持管理はより一層労苦を伴うものである。来園者の期待に応えるためには、たとえば、浜離宮恩賜庭園では、夏場の臭気対策として、ヘドロの除去等について対策を検討されたい。</p>	<p>浜離宮恩賜庭園の水質改善対策については、平成15年度に関係4局（建設局、港湾局、下水道局、環境局）による対応策の検討を行った。</p> <p>汐留川及び築地川の浚渫は、平成16年度から19年度に港湾局において実施することとなった。</p> <p>「汐入の池」については、平成15年度から潮流の流動調査を実施し、水門の開閉のタイミング調整等を行い水質の改善を進めている。池の浚渫については、周辺河川の浚渫状況を踏まえて平成19年度に実施する予定である。</p>	改善中・一部改善済
意見	2-39	庭園造り	<p>庭園の管理において、周辺との緩衝地帯を設定するなど、六義園に限らず、維持管理している庭園・公園において、適切な景観の維持を検討されたい。</p>	<p>庭園の景観を良好に維持するため、平成15年度から、全庭園において、景観に配慮した形姿不良木除去や、緩衝帯形成を意識した樹木管理等を実施している。殿ヶ谷戸庭園では、池が見えるよう樹木管理に工夫を凝らした。</p>	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-40	庭園内樹木等の適切な剪定のあり方	都立庭園の景観に係わる問題は、どこまで剪定する必要があるのかを含め、また、第三者を中心に構成される「専門委員会」を設置して、その意見を参考にしつつ、景観の維持等につき検討されたい。	平成15年度に、学識経験者等から構成される専門委員会を開催し、庭園管理の方向性を決めた。これに基づき、9庭園で維持管理マニュアルを策定した。 当該マニュアルに沿った樹木管理を平成15年度から先行して実施し、平成15年度は8庭園で実生木除去(267本)等を実施するとともに、景観に配慮した剪定を実施した。平成16年度以降も、当該マニュアルに沿って取り組んでいく。	改善済
意見	2-41	庭園の維持管理	文化財庭園の復元については、史料収集、文献調査、発掘調査に基づく専門家の緻密な検討を踏まえて、関係部局と協議を行い、適切に実施していくよう検討されたい。	浜離宮恩賜庭園「中の御門」の復元に関して、学識経験者等から構成される専門委員会において、調査や設計について検討を行っている。平成14年度においては、史料収集、発掘調査、基本設計を、また、平成15年度には実施設計を行った。平成16年度は「中の橋」の復元工事を、また、平成17年度は「中の御門」の復元整備工事を実施する。 今後とも文化財庭園の復元については、引き続き十分な調査検討を行い実施する。	改善中・一部改善済
意見	2-42	公園等の植物管理	公園管理を適正に実施していくためには、公園協会を中心として農園芸職員に対する計画的な研修を実施するなど、伝統的技術の向上を図るとともに、植物管理等に造詣の深い民間造園業者の積極的な活用を図られたい。	平成15年度においては、東京都公園協会で「平成15年度教育訓練計画」を策定し以下の研修を民間技術者を招聘して実施した。 ①「公園管理科」(3講座)、②「庭園工事实習」(1講座)、③「チェーンソー取扱実習」(1講座)、④「伝統的造園技術『真行草之平庭』」の視察、⑤農園芸研修等連絡会での講演会「国営昭和記念公園職員による公園維持管理の現状について」、⑥「藤の育成方法講習会」、⑦樹木剪定実習、⑧樹木の安全管理講習(2講座)。 このうち、④及び⑥は民間造園技術者との連携による開催である。	改善済
意見	2-43	診断・目標設定	現状を把握するために調査を実施するとともに、各公園に即した樹林形成の目標を設定し、樹林を作り上げていくことが必要と考えるので検討されたい。	光が丘公園をモデル公園に設定し、緑の基礎調査における現状や公園の利用状況等を踏まえ、公園の機能別(遮蔽ゾーン・散策ゾーン・保全ゾーン等)に目標とする植生タイプ(常緑林・落葉林・混交林等)を設定した。 また、メタセコイアの森という特徴的な景観をもつ水元公園では、健全な巨樹の森への育成を図ることを目標として設定した。	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-44	間伐の計画的実施	健全な樹林形成のためには、計画的な間伐が必要であると考えているので、十分に検討されたい。	森林の保全作業を行うボランティアを育成する大自然塾事業ならびにその修了生を活用し、間伐30本、下草刈り約1.0haや実生樹木の処理などを行い、光・通風を良くし、樹林及び林床植生の生長を促すよう環境を改善するとともに、利用者にとっても明るく安全な樹林地形成を図った。 今後も、計画的な植生管理を行っていく。	改善済
意見	2-45	巨木の育成	公園のような広い場所でなくては残せないような巨木を積極的に育成し、保存することを検討されたい	都立公園では、巨木（大径樹木）を地上から高さ1.2mの幹周り2.0m以上として設定し管理している。現在、都立公園の巨木としては浜離宮恩賜庭園のクスノキ、トウカエデ、タブノキや日比谷公園の首かけイチョウなどがある。 今回、巨木の育成のモデルとして「水元公園メタセコイアの森」を設定し、平成15年度には巨木の育成に向け、枯損木や密集した樹木の間伐60本や下草刈りなどの植生管理を実施した。 今後も、巨木の保存を図るとともに、育成に必要な植生管理を行っていく。	改善済
意見	2-46	積極的な広報活動	将来の樹林形成計画を広く宣伝し、都民の理解を求めていくために、より積極的な広報活動の実施を検討されたい。	平成15年度には、水元公園において大自然塾やメタセコイアの森フェスティバルを開催し、メタセコイアの森における樹林地保全活動のPRを行うとともに、メタセコイアの森のすばらしさを都民に伝えるため、ホームページを活用した新緑・紅葉などリアルタイムな情報提供を図った。 その他の公園についても、広く都民にすばらしさを知ってもらうため、サクラ、バラ、ハナショウブなど特徴のある花の開花状況など、より積極的な広報に努めていく。	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-47	新規植栽への指導と植替え	枯損樹木が発生しないよう請負者に植栽技術の向上を図るよう指導するとともに、枯損樹木については、発生後速やかに植替えを行うか、時期によって植替えが行えない場合でも、撤去だけは行うようにされたい。	工事担当者会議等を通じて監督員や業者へ指導を行い、平成15年度は、平成14年度に植栽した樹木のうち、枯損した高木17本、中木20本、低木654株について速やかに植替えを実施した。	改善済
意見	2-48	設計業者やコンサルタントの選定	庭園の設計には、要素の選択や配置等デザイン性の占める割合が非常に高く、芸術性が求められる。したがって、庭園設計において優良な設計事務所やコンサルタントが選定できるように、設計委託成績評定などの手法を十分に活用されたい。	従来から庭園設計には技術力にすぐれた設計業者を選定している。今後も成績評定報告書を活用するとともに、国や他団体等での優秀な設計実績も参考にし優良な設計業者の選定に努めるよう、庭園及び公園設計委託者の選定の際の留意について平成15年7月に各所(園)へ通知し、周知徹底を図り、浜離宮恩賜庭園の施設復元実施設計委託の業者選定に際して十分な配慮を行った。	改善済
意見	2-49	日本庭園の仕上げ方、見せ方	日本庭園の見せ方を本来のあり方に近づけ、解説の仕方を工夫することが望まれる。また小石川後楽園の唐門等については庭園鑑賞の重要な要素であり、復元に向けて検討されたい。	庭園の解説を充実させるため、ボランティアによる庭園ガイドを、平成15年度に60名から72名(清澄19、六義園17、後楽園18、浜離宮18)に増員した。平成16年度は80名とする予定である。 また、新規に旧岩崎邸庭園のガイドを36名で実施している。平成15年度には公園協会と協力を図り、旧岩崎邸庭園でわかりやすいパンフレットを作成した。 小石川後楽園において平成16年度は大泉水の護岸発掘調査を行う。	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-50	都民参加の推進	<p>公園の計画・整備・管理運営については都民が直接、公園造りに参加し、「都民の声」を反映できるようにワークショップ方式を導入するなど、積極的に都民参加の機会を確保するよう検討されたい。</p> <p>また、公園造りに参加した都民の声を、公園審議会に反映できるシステムを検討されたい。</p>	<p>都立公園において公園づくりや維持管理に活動する団体は平成14年度末で38公園83団体であったが、平成16年8月現在では、53公園152団体に拡大した。</p> <p>都立公園におけるより一層の都民参加による公園づくりを推進するため、公園周辺の企業などに対し、公園におけるボランティア等活動の可能性についてアンケートを実施した。</p> <p>今後、アンケート結果に基づき、花壇管理や美化清掃活動について都民参加の拡充に向け取り組んでいく。</p> <p>また、パークマネジメントの評価を通し、公園に対する都民の声を取り入れるシステムの構築を図っていく。</p>	改善済
意見	2-51	管理料の改定の検討	<p>霊園の管理料は、民間霊園等と異なり公園的機能等があり、単純に比較できないが、相当程度安いとされているので、民間霊園等の管理料を参考として、次回の改定時に改定を検討すべきである。</p>	<p>都立霊園における管理料改定作業（平成15年度）にあたり算定基礎となる、人件費の見直しを行い、改定額に反映させた。</p> <p>なお、墓地の使用料については、平成15年度から青山霊園の再貸付に伴って算定方式の見直しを行い、近傍類似の墓地永代使用料を参考にした墓地価格を用いている。</p> <p>また、平成16年度からは、郊外霊園の使用料についても同様の見直しを行った結果、近傍類似の民間霊園の使用料との差が縮まった。</p>	改善済
意見	2-52	「事業別収支計算書」の作成	<p>霊園事業においても原価管理は必要であり、管理料に対応した収支見直し、経費の節約等の具体的かつ効果的な施策を検討する上で「事業別収支計算書」の作成を検討されたい。</p>	<p>平成14年度決算より、各霊園毎の収支状況を明確にすべく事業別収支計算書を作成している。</p> <p>これにより、前年度との収支比較が容易になり、水道のオートストップ水栓化等による経費の節約を確認することができた。</p> <p>さらに、この収支計算書を用いて樹木の剪定等の各経費について年度ごとの平準化を行い、霊園毎のサービスや管理水準の均衡を図り、効率的な霊園管理に活用している。</p>	改善済
意見	2-53	中期もしくは長期的な事業計画	<p>現在実施している無縁墳墓整理事業（平成12～16年度）終了後も新たな計画を定めるよう検討されたい。</p>	<p>平成16年度から平成21年度までの新たな事業計画を策定（1,088件の調査を実施予定）し、平成16年度より調査を開始した。</p>	改善済

都市公園等の整備・管理運営について

建設局

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	2-54	区部霊園の再生	<p>区部霊園にある古木、巨樹や著名人のお墓を積極的に活用し、霊園利用者だけでなく、都民のほか、広く来訪者を迎えることができるような、霊園と公園が共存する空間として再生を図ることが望ましいと考えるので、具体的な方策を検討されたい。</p>	<p>リーディングプロジェクトとして、平成15年度に青山霊園の整備計画を策定し、再生事業に着手した。 これまでに、墓所の貸付を開始するとともに、移転・返還促進のために墓所使用者への協力依頼などを実施した。 今後、来訪者も散策や休憩に使える園路、広場等の整備を進めていく。 他の霊園についても、今後検討し、順次実施していく。</p>	改善中・一部改善済
意見	2-55	樹木の剪定のあり方	<p>巨木の剪定については、現在でも予算の範囲内ではあるが、枯損木の処理、枯れ枝等の危険樹木の剪定の他、周辺家屋に対する日照や落ち葉対策のため、外周部の高木を中心に剪定を行っているが、今後、霊園全体の景観維持のためこの業務の拡充を検討されたい。</p>	<p>霊園の巨木の剪定について、問題の大きいものから重点的に対応するため、平成15年度に対応方法の検討と樹木調査を実施した。調査の結果、谷中霊園では高中木2,633本のうち486本、雑司ヶ谷霊園では1,520本のうち506本、染井霊園では2,715本のうち481本について、何らかの支障が生じていることが判明した。 平成16年度にはこれらの支障樹木の処理を行うとともに、多磨霊園内のマツ枯れなどの樹木を処理する。</p>	改善済
意見	2-56	案内板の設置	<p>多磨霊園では、すでに、霊園全体の案内板21基、各区案内板99基が設置されているが、130haの広さゆえに、墓参者も道に迷ってしまう場合がある。このため、案内板の設置する位置や増設について検討されたい。</p>	<p>平成16年度に予算化し、墓参者の利便向上を図るため、霊園内の車両動線を明示する進行案内板や目的地を表示する区画案内板の設置・改修等むけて、現在サインの基本・実施設計を策定中である。 今後、平成17年度～19年度にサインを設置する。</p>	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都公園協会

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
指摘	3-1	管理外預金の取扱い	「現金扱いの預金勘定」は、会計上預金として扱うべきである。	平成14年度決算から預金扱いとして計上した。	改善済
指摘	3-2	預金の会計処理	職員の緑化基金への寄付に伴い、協会が要綱に基づいて行う基金の積み増しは、職員からの寄付の受け入れを確認した時点ですみやかに行うべきである。	平成14年度及び15年度には職員の寄付はなかったが、職員からの寄付があれば、確認次第、速やかに積み増しを実施する。	改善済
意見	3-1	預金の残高証明書	支社で管理している預金も、本社の預金と同様、残高証明書を入手して管理するよう検討されたい。	支社においても平成14年度決算から残高証明書を入手して預金残高の確認を行なっている。	改善済
指摘	3-3	器具備品等の財産管理	器具備品等はラベル等を用いて番号管理を行い、定期的に棚卸しを実施すべきである。	平成15年度からラベルを貼付し、番号管理を行っている。毎年度末に棚卸を実施している。	改善済
指摘	3-4	消耗備品の取扱い	持出可能な消耗品扱いの資産についても、台帳管理と定期的な棚卸しを実施されたい。	「デジタルカメラ」、「携帯電話」、「カメラ」を対象消耗品に指定し、ラベル貼付及び番号管理を行っている。毎年度末に棚卸を実施している。	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都公園協会

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
指摘	3-5	資本的支出と収益的支出の会計処理	平成14年3月期決算において委託費として処理している2つのケースは、いずれも建設仮勘定で処理すべきものである。	平成15年3月期決算で売店改築基本設計委託等3例を税務修正し、建設仮勘定とした。 ①砧公園1号売店改築基本設計 2,415千円(指摘) ②砧グリーンサロン設計委託 2,782千円(指摘) ③小金井公園桜売店設計委託 2,940千円(追加)	改善済
指摘	3-6	設計料の会計処理	設計料は本体工事と合算して、資産化されるべきものであるから、建設仮勘定に計上し、本体の竣工時に振替処理を行うべきである。	建設仮勘定に計上し、竣工時に振替処理を行うこととした。 平成14年度は、光ヶ丘売店設計委託を建設仮勘定に計上した。本件は、平成16年度に竣工したため、本勘定に振替える。	改善済
意見	3-2	退職給付会計の検討	固有職員の退職給付債務については、すべての固有職員につき、期末要支給額の100%を退職給与引当金として計上していくよう検討されたい。	これまで検討を進めてきた課題等について、対応策を整理し、平成18年度からの新会計基準及び指定管理者制度導入以降実施する。	改善済
意見	3-3	会計方針の見直しと計画的・規則的な会計処理	退職給与引当金の14年3月末時点での不足額を15年3月期に引当計上することが望ましいが、不可能であるならば、5年間程度の一定期間を設定して計画的、規則的に引当計上していくことを検討されたい。	不足する退職給与の引当金については、平成14年度から3ヵ年計画で実施中。管理受託会計を除き平成16年度で引き当てを完了する。	改善済
意見	3-4	競争入札の透明性等の確保	競争入札の実施に当たっては、その手続きや運用等において透明性・競争性が確保されるよう、その仕組みを検討されたい。	入札案件の事前公表は平成15年度から実施済み。 現場説明は平成15年度から廃止し、書類配付は郵送・FAXで行っている。 契約事務点検委員会は平成15年度から設置し、選定理由の点検を行っている。 落札比率は14年度と15年度を比較すると、約1ポイント下落した。	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都公園協会

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	3-5	ご意見箱の増設	庭園、公園に「ご意見箱」を増設し、利用者の意見を有効に取入れ、公園の改修等にも積極的に役立てられたい。	平成15年4月、全庭園、公園（66カ所計78個）に「ご意見箱」を設置した。 庭園の夏期時間延長の実施、公園庭園情報のタイムリーな発信（ホームページ）、分かり易い案内表示、CS研修の強化など、ご意見を生かして対応している。	改善済
意見	3-6	文庫本の販売促進	収益向上のためにも、公園文庫の一層の販売促進を図られたい。このため、書店、庭園、公園、都庁舎やその他の関連施設での販売も検討されたい。	<ul style="list-style-type: none"> 公園利用者のニーズが見込める催し時に臨時店舗を開設し、販売促進を図った。 大学生協・建築造園関係の専門学校農園芸高校等へのDM発送、大型書店との交渉を行い、2店舗ではあるが一般書店への販路を開いた。 	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都公園協会

区分	番 号	事 項	指摘・意見内容要約	措 置 状 況	検証結果
意見	3-7	出版物の企画の強化	<p>公園協会のこれまでの「文庫、庭園別の出版物」に加え、都が管理している庭園、公園内の木、花をテーマに「〇〇百選」と銘打った出版物の企画を検討されたい。</p> <p>庭園、公園の理解者や来園者の増加を促すには、複数の庭園、公園を周りたくなる誘因策を講ずることを検討されたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新企画の出版物として平成15年3月に「首都圏公園ガイド」を20,000部（有償分）発行し、15,653部を販売した。（H15年末現在） 重ねて平成16年4月に掲載公園数を増やした「(新) 首都圏ガイド」を16,000部発行した。 ・一般広報誌「『緑と水』のひろば」32号の洋館特集が好評であったため、表紙を旧岩崎邸洋館に改めて、3回増刷（各10,000部）しトータル41,000部を発行した。平成15年度中に28,844部を販売した。 ・洋館の魅力が人々の心を捉えると再認識し、「旧岩崎邸ガイドブック」を作成した。平成15年10月に10,000部、平成16年5月に10,000部増刷し、9,300部を販売した。これは旧岩崎邸庭園の来園者の6%にあたり、鑑賞の手引きとして喜ばれている。 ・沿線交通機関への情報及び写真の積極的提供によりウォークラリースポットの設定機会を増やした。また、「正月庭園スタンプラリー」、「紅葉めぐりスタンプラリー」など、季節感のある行事を実施する等、関心を喚起し誘導に努めている。 	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都公園協会

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	3-8	事業収益の改善と 間接費の配賦計算の 見直し	<p>(1) 収益性の改善 公園協会の売店、軽飲食店等の事業について、利用者の特性に応じた品揃えの工夫やメニューの更なる見直しなど、サービス向上及び収益性改善に向けて、一層、努力されたい。</p> <p>(2) 間接費の配賦計算 間接費の配賦について、事業の実態を反映した適切な配賦基準の設定を検討されたい。</p>	<p>(1) 収益性の改善 光が丘公園、井の頭公園などで売店のリニューアルを行い、品揃えやメニューの充実を図り、お客様の利便性を向上させた。 ①光ヶ丘売店は、人の往来の多い場所に移設した。また、焼たてパンが大好評となり売上が前年に比べ倍増した。 ②上野グリーンサロンは、内装とメニューを一新し、平成16年10月期の対前年度比で売上を6%増加させた。 ③営業店舗を中心にサービス向上を目指したCS研修を実施した。</p> <p>(2) 間接費の配賦計算 間接費の配賦基準については、平成14年度決算を元に、複数のケースを想定してシミュレーションを行うなど、より合理的な基準設定に向けて、検討を進め、平成17年度に実施する。</p>	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京動物園協会

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	3-9	勘定科目（内訳）総括表の作成	協会保有の現金預金総額等が明確になる勘定科目（内訳）総括表の作成を検討されたい。	平成15年1月分から毎月作成している。	改善済
意見	3-10	退職給付会計の採用と過去勤務債務の償却	「退職債務に係る潜在的債務」を認識できる退職給付会計の採用及びその際の「過去勤務債務の現在額」のすみやかな償却を検討されたい。	退職給付会計については、改正公益法人会計基準の適用時期（平成18年4月）に合わせて、簡便法による採用を計画している。また、その際の「過去勤務債務の現在額」については、適正な総労務費の範囲で早い償却を実施する。	改善中・一部改善済
意見	3-11	適格退職年金の運用	安全な運用を期待するならば、運用先の見直しを委託先と検討されたい。	平成15年3月から信託銀行と協議、具体的な検討を行い、同年4月に一部国内株式口を見直した。株式口の整理・統合、運用の改良により収益率を高めた結果、利回りが向上し、資産全体で含み益を有するに到った。	改善済
意見	3-12	「どうぶつと動物園」の活用化	動物と動物園に対する理解を広めるため、一般への配付（販売）を拡大するなど、「どうぶつと動物園」の一層の活用を図る施策を検討し、実施されたい。	平成15年4月に都内ほかの小中学校へ見本誌と共にダイレクトメール1005通を発送し、平成16年1月からはホームページ上から直接「友の会」へ入会できる様にシステムを改良するなどにより定期購読者が増加した。また、都内大型書店での取扱いを平成15年3月から開始した。	改善済
意見	3-13	園内案内の効果的な掲示	利用者にアンケートを実施するなどして、園内案内の改善策などを検討し、積極的に都に対して提案されたい。	利用者や現場職員の意見を基に、平成15年11月に都へ上野動物園案内図の改善を提案した結果、平成16年10月に、利用者から問い合わせの多かった東園と西園との連絡通路、両生は虫類館や授乳室の位置などがわかりやすく改善された。	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京動物園協会

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	3-14	年間パスポートおよび共通パスポートの導入など	入園料の増収対策として、「年間パスポート及び共通パスポートの導入」や催事並びに展示の工夫などについても、積極的に都に対して提案されたい。	平成16年7月に販売（試行）した年間パスポートについては完売（平成16年1月）しているが、利用者や現場職員の意見を基にした改善案を平成16年1月に都に提案し、平成16年7月からの試行販売では、有効期限の正味1年化、実施園の拡大などが改善の上、実施された。 催事・展示等の工夫については、動物園が主催する検討グループに協会職員が参加し、協会の意見を述べ、地元と連携したスタンプラリー、土産物紹介、大使館と連携した動物の生息地の国の紹介など動物を主体としたイベントの多数実施を提案し、お盆、正月、春休み等のイベントに反映された。	改善済
意見	3-15	レストランの効果的な誘導	混雑時には従業員が誘導するほか、標識で各料理の受取場所を示す等、利用者がレストランをさらに利用しやすくする改善策を検討されたい。	ワイヤレス・アナウンスシステムを平成15年1月に導入し、従業員の音声による誘導効果を高め、また平成15年2月に入り口誘導サイン、メニューサインボード等を改良し視認性を高め、料理受取場所のわかりにくさなどが解消され、利用しやすくなった。	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都道路整備保全公社（旧東京都駐車場公社）

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	3-16	道路管理受託事業 損益の改善	<p>人件費対策が損益改善のカギである。すでに給与規定の見直しを実施するなど人件費削減の努力は行っているが、都と経営改善について協議するほか、集中管理の一層の充実化はもとより事務作業の機械化を実施することによって省力化の実現を図られたい。</p>	<p>建設局と協議し、平成14年度に事業執行体制の見直し、人員の削減を実施した。また、給与制度の改正を14年1月から実施するとともに、人員構成の見直しも行った。その結果、平成13年度と平成15年度の人件費を比較すると、事業執行体制の見直しに伴う人員減による効果を差し引いても11百万円の削減効果があった。</p> <p>また、新たに重要道路施設の施設管理を受託できるよう関係機関に働きかけをしている。平成15年度末までには対象となる施設がなかったが、今後も、道路施設の一体的管理による効率的な管理を提案していく。</p>	改善済
意見	3-17	施設改修費充当金 について経営成果が 反映される仕組みの 検討	<p>施設改修費充当金は、本来、固定費的性格を持つものであり一定額の収入までは定額にし、それを上回る金額は定率にするなど、利用料金収入の増減がより駐車場公社の収益に反映され「駐車場公社のモチベーションの向上」につながる方法が、駐車場経営として必要なことと考える。</p> <p>したがって、駐車場公社は都と協議等を実施して「経営姿勢の明確化」と「経営成果の配分のあり方」を検討されたい。</p>	<p>平成15年度に検討を行い、一定額の収入までは定額にし、それを上回る場合は利益の一定割合を加算する案を作成し平成15年度末に建設局へ提案した。</p> <p>今後は、案の実現に向けて建設局と協議していく。</p>	改善中・一部改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都道路整備保全公社（旧東京都駐車場公社）

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	3-18	都営駐車場の利用環境の改善と収益向上	<p>駐車場公社は「八重洲・昭和通り駐車場再生プラン」を策定して、利用車数の増大を目指しているが、一律に経費を削減するのではなく、老朽化した設備は改修して、利用者にとって都営駐車場を魅力のあるものとし、より積極的な経営努力で利用率の改善を図る対策を立案し、実施を検討されたい。</p>	<p>八重洲・昭和通りの施設再生改善工事を行い、平成14年度末に完成した。平成15年度以降、施設改善の成果を生かして、明るく使いやすい駐車場へイメージアップし、安心して駐車場を利用できるように努めている。</p> <p>また、リニューアルオープン用パンフレットを作成し、近隣への配布・公社駐車場定期契約者へのDM発送や、無料広告雑誌への掲載など広報活動を強化した。さらに平成14年度に引き続き、接客マナー研修を実施するとともに、利用者の提言・要望・苦情の窓口として、平成15年11月から「お客様の声ボックス」を駐車場内に設置、12月からは公社ホームページに「お客様の声メール」を開設するとともに、公社内イントラネットを活用した「お客様の声対応システム」を構築し、顧客のニーズに迅速かつ誠実・的確に対応できる体制とした。</p> <p>その結果、平成13年度と平成16年度の上半期比較では、一般車両の利用金額が12百万円（5.9%）増加した。</p>	改善済
意見	3-19	固有職員の退職給与引当金	<p>固有職員の退職給付債務については、すべての固有職員につき、期末自己都合要支給額の100%を退職給与引当金として計上するよう検討されたい</p>	<p>平成14年度決算から固有職員の期末自己都合要支給額の100%を退職給与引当金として計上している。</p>	改善済
意見	3-20	管理受託部門の退職金相当額の費用計上	<p>管理受託部門の退職金は、直営部門で負担しているが、各事業別の適正な損益計算を確保するために、事業別損益計算上は、管理受託部門で負担するよう、会計処理の変更を検討されたい。</p>	<p>平成14年度事業別損益計算から実施している。</p>	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都道路整備保全公社（旧東京都駐車場公社）

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	3-21	退職給付債務の会計処理	年金財政上の責任準備金から年金資産を控除した金額を、各会計の期末自己都合要支給額で按分した金額を、各会計において退職給付引当金として計上することが望ましいと考えるので、検討されたい。	平成16年10月の公益法人会計基準の改正を踏まえ、平成18年度から実施する予定である。 なお、計上すべき退職給付引当金を会計別に按分した金額は把握している。	改善中・一部改善済
意見	3-22	派遣職員の退職給付債務	駐車場公社の運営に要するコストとして、派遣職員の駐車場公社在籍期間中における退職金要支給額の増加額を発生主義で把握して、適正な損益計算に基く事業別損益等の業績評価を可能にする必要があると考えるので、原価管理のための資料を作成し、原価管理に資することを検討されたい。	平成14年度末に、派遣職員の派遣期間における期末自己都合要支給額計算書を作成した。 平成15年度以降も引き続き作成し、派遣職員の期末自己都合要支給額増加額を事業別損益計算等に反映させていくこととした。	改善済
意見	3-23	共通経費処理の合理化	本社・支社ともに共通経費の経理処理について、簡素で効率的な方法を検討し、改善する必要がある。	15年度に、共通経費配賦表を作成し年度末一括振替えをする方法と、会計区分の見直しによる事務の簡素化を図る方法を比較検討した。 共通経費配賦表の作成による事務量の減がそれほど見込めないこと、事業の一部廃止等から会計区分を見直す必要があったこと等の理由により、平成16年度から会計区分の見直し（減少）を行い事務の簡素化を図っている。	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都道路整備保全公社（旧東京都駐車場公社）

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
指摘	3-7	駐車場建設基金の科目掲記の見直し	使用目的のない駐車場建設基金という勘定科目を当時処理された形で財務諸表上の資本金および剰余金の欄にそのまま表示しておくことは、財務諸表の健全性を把握するのに適正でないため、他勘定への振替処理により財務諸表から消去するよう検討されたい。	従来、法人税法上の公益事業には公益法人会計基準、収益事業には企業会計原則を採用していたが、平成15年度から公益法人会計基準に統一した。その結果、財務諸表も公益法人会計基準によるものに変更し、資本金および剰余金の欄に表示していた駐車場建設基金を正味財産に振り替え、財務諸表から消去した。	改善済
指摘	3-8	都営駐車場事業特別会計の科目設定の見直し	退職金過去債務収入は、過去の精算であり、本来の受託料収入とは、異なる収入であるため、科目を分けて表示すべきである。	平成15年度から、退職金過去債務収入は「受託料収入」、駐車場管理業務に伴う受託料収入は「駐車場受託料収入」として分けて表示している。	改善済
意見	3-24	駐車場情報の提供と事後評価システムの確立	「s-park」の一層の充実化と、カーナビゲーションシステムの早期実現化を目指すとともにITの進歩に即したサービスの提供を積極的に実現していくことが求められている。公益普及事業で取上げるテーマは、事前に第三者の意見・要望を聴取するとともに、事後評価を適切に行うため、客観的に評価する「第三者評価委員会（仮称）」を設置して成果判定を実施することを検討されたい。	ITカーナビ駐車場案内・誘導システムの試行を平成15年2月から3月に行うとともに、システムの評価をするためアンケート調査を実施した。平成15年度も実用化に向けた試行を継続した。また、システムの普及展開のため地方自治体等に働きかけ、平成15年8月に丸の内地区、平成16年3月に吉祥寺地区に導入した。 公益事業に対する客観的な評価を行うため、学識経験者と公募による都民委員の計5名からなる「公益事業第三者評価委員会」を平成15年度に設置した。平成16年1月に第一回委員会、6月に第二回委員会を開催して、評価基準を決定した。 また、11月に第3回委員会を開催し、評価基準に基づく評価を実施し、公表することを決定した。	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都道路整備保全公社（旧東京都駐車場公社）

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	3-25	「s-park」システムの広報活動の拡充	「s-park」システムを多くの利用者が認知できるよう、広告活動を積極的に実施されたい。また、利用者を把握する一環として、クーポン券の利用などを検討されたい。	s-parkの知名度を高めるため、平成15年度にイメージキャラクターを作成し、事業案内等に活用するとともに、「道の日行事」等でノベルティグッズや各種印刷物等の配布をした。 さらに、平成16年9月から都営ラッピングバスを運行した。s-parkへのアクセス件数は、平成14年度277千件、平成15年度は482千件と大幅に増加した。 また、平成15年11月からs-park上でクーポン券を配布し、利用実態調査を行った。	改善済
意見	3-26	業務量変動への対応体制と受注の確保	現在、技術系の業務について、専門ごとにグループ分けしていたものを、担当以外の業務についても対応できるように教育訓練を実施しているが、今後、これを一層充実させ、全ての業務について習熟させ、業務量の変動に弾力的に対応できる体制作りを検討されたい。	平成14年度に、職員に教育訓練を実施した結果、年度末には石材、アスファルト混合物ふるい分け試験について全職員が対応可能になった。 平成15年度に、ホイールトラッキング試験、アスファルト混合物密度試験を中心に教育訓練を実施し、繁忙期において弾力的な対応を可能とした。	改善済
意見	3-27	試験依頼の拡大化対策	採算性を考慮し、現在は、センターへの持込みによる試験のみを行っているが、今後、発注者の要望が強い「すべり抵抗試験」などについて、現地での試験についても前向きに検討し、試験依頼の拡大を図ることを検討されたい。	平成15年度に、「すべり抵抗試験」の現地試験に対する試験料金を設定し、平成16年度に1件実施した。 また、「すべり抵抗試験」以外の現地試験の拡大を図るため、平成15年度に「鉄筋圧接部の超音波探傷試験」の資格試験（社団法人日本圧接協会主催）に向けてセンター内で勉強会を行った。 平成17年1月に2名受験する予定である。	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都道路整備保全公社（旧東京都駐車場公社）

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	3-28	前受金の処理	<p>土木材料試験業務の収入計上の基準は、試験業務の完了日（成績書発行日）である。</p> <p>3月末での試験未了のものは、入金しても収入には計上せず、前受金として処理すべきである。</p>	<p>平成14年度決算から、試験未了のものは前受金として処理をしている。</p>	改善済
意見	3-29	新宿西口地下広場等の有効利用	<p>イベントコーナーの利用率を更に高めるため、主催者、来場者の意見・提案を取入れ、管理・運営に反映させていくことを検討されたい。</p> <p>また、行政および公的団体に対する広報活動などへの利用を積極的に働きかけていくことを検討されたい。</p>	<p>平成15年12月に、公社ホームページに「お客様の声メール」を設置し、利用者の意見・提案を管理・運営に反映させることを可能とした。</p> <p>また、定期的に都道府県会館に営業活動を行っており、イベントコーナーの稼働率は平成14年度92.1%、平成15年度96.4%（16年度9月末97.5%）と順調に推移している。修学旅行生による地元伝統文化の紹介や交通安全キャンペーンなど、良質なイベントを開催している。</p>	改善済
意見	3-30	環境広告スペース貸出しの直接経費を補償し得る収入の確保	<p>直接経費のみで収入を超過しているので、収支改善策を早急に検討することが必要である。現在7基のみとなっている掲出スペースを増やすこと等により、増収策の実施を図られたい。</p>	<p>新宿駅西口広場に平成15年10月に壁面看板1面、丸柱看板26面の広告看板を設置した。また平成16年2月には丸柱看板15面を追加し42面とした。運用開始から順調に稼働しており、平成15年度の稼働率は100%であった。</p>	改善済
意見	3-31	環境広告スペース貸出しの掲出規制の緩和と増収対策	<p>今後、「東京都屋外広告物条例」の特別許可の適用を受けるなど新しい掲出スペースの活用を検討するとともに、柱巻広告、壁面の有効活用等についても都側との協議の場を設け、実現に向けた改善を図られたい。</p>	<p>東京都屋外広告物条例の改正に合わせ、新たな掲出スペースについて道路管理者と協議して、壁面、丸柱を有効活用した広告掲出を平成15年10月から開始した。</p> <p>その結果、増収益の実現とともに、新宿駅西口広場の照度アップ等の環境改善に役立っている。</p>	改善済

監理団体の受託業務等の管理運営について

財団法人東京都道路整備保全公社（旧東京都駐車場公社）

区分	番号	事項	指摘・意見内容要約	措置状況	検証結果
意見	3-32	自転車駐車場運営の収益の改善	自転車駐車場事業は、駐車場公社が損失を計上してまでも行う必要があるのか、問題である。損失解消の努力はしているが、廃止を含めて抜本的な改善策を検討されたい。	区受託駐輪場は段階的に撤退し、平成15年度末で完全撤退した。撤退状況は以下のとおりである。 ①平成13年度末 北区から撤退 ②平成14年度末 葛飾区から撤退 ③平成15年度末 板橋区、江戸川区から撤退 直営駐輪場は、7場のうち都有地の有効活用として運営する2場を除き、以下のとおり平成15年度末で撤退又は廃止した。 ①4場撤退 公社撤退後は板橋区が運営 ②1場廃止 駐車場に改修	改善済
意見	3-33	駐車場ごとの損益管理の見直し	丸ノ内鍛冶橋駐車場のよう、明らかに採算性はないが、都の公益的見地から、駐車場公社が運営する駐車場から発生する損失を、他の駐車場で吸収することは、駐車場ごとの適正な損益管理を妨げていることになるので、政策的に設置している駐車場のあり方について、損益管理が適正となるよう都と十分に協議されたい。	丸ノ内鍛冶橋駐車場について、平成15年度から利用状況を考慮して借受面積の見直し（平成13年度5,211㎡平成15年度2,362㎡）を行うとともに、使用料について都財務局と協議し、減額率を別途算定することで適正化を図った。 その結果、損益状況はほぼ収支均衡となるまで改善された。	改善済
意見	3-34	直営駐車場事業の再構築	近年、民間企業の経営する駐車場も多数開設されている中で、公益法人である駐車場公社は、公益上必要な駐車場事業について一層重点を置き、駐車場の管理運営を実施されたい。競争が激化する中で、駐車場事業並びに同関連事業の再構築を図り、駐車場公社の事業の新たな展開を検討するよう、都と協議されたい。	民間でも管理運営可能な普通財産活用駐車場については返還計画を作成し、都へ返還を開始した。（平成14年度2場155台、平成15年度7場454台、平成16年度6場132台予定） 平成16年度から、東京都駐車場公社は、①道路行政の補完、②駐車対策の推進、③都有地の有効活用を柱に、東京都道路整備保全公社として新たなスタートをし、道路用地取得業務を受託した。また、平成14年度から道路アドプト制度への支援、平成15年度からは用地管理業務の拡大（100件37千㎡増）をするなど、新たな事業展開を進めている。	改善済